

弥富市告示第 2 5 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を以下のとおり指定し、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）により指定する区域及び騒音規制法第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号。以下「省令」という。）に規定する区域の区分を以下のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

弥富市長 服 部 彰 文

（特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域）

- 1 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）は、弥富市全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域及び同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域以外の地域を除く。）とする。

（特定工場等において発生する騒音の規制基準）

- 2 法第 4 条第 1 項の規定に基づき、指定地域内における特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
区域の区分	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午 前 8 時まで 午後 7 時から午 後 1 0 時まで	午後 1 0 時か ら翌日の午前 6 時まで

第 1 種区域 (第 1 種低層住居専用 地域、第 2 種低層住居専 用地域、第 1 種中高層住 居専用地域及び第 2 種 中高層住居専用地域)	4 5 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種区域 (第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居 地域)	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 0 デシベル
第 3 種区域 (近隣商業地域、商 業地域及び準工業地 域)	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル
区 域 (都市計画区域で用 途地域の定められて いない地域)	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 0 デシベル
第 4 種区域 (工業地域)	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
<p>1 第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 5 0 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。</p> <p>2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ 5 0 メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。(1 の適用を受ける区域は除く。)</p>			

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域)

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定により指定する区域は、次のとおりとする。

(1) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(2) 工業地域のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域

(騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する区域の区分)

4 省令別表備考の規定に基づく区域の区分は、次のとおりとする。

(1) a 区域

指定地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

(2) b 区域

指定地域のうち第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(3) c 区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。